

学校法人 新栄学園 情報開示規程

(目 的)

第 1 条 学校法人新栄学園の運営状況に関する情報開示について必要な事項を定める。

(開示の対象文書)

第 2 条 学校法人に係る私立学校の運営状況を記載したつぎの文書を開示の対象文書とする。

2 学校法人の運営状況

ア 寄附行為

イ 役員会等の運営状況

ウ 計算書類 (ア) 資金収支計算書

(イ) 消費収支計算書

(ウ) 貸借対照表

エ 収支予算書

(ア) 資金収支予算書

(イ) 消費収支予算書

3 1 項の開示の対象文書は、寄附行為の写し及び理事会が定める別添 1、別添 2 及び別添 3 の様式をもって開示する。

(開示の対象者)

第 3 条 開示の対象者は、この学校法人の教職員、在園児の保護者、卒園生及びその保護者であった者等学園関係者とする。

(開示の原則)

第 4 条 開示の対象者から対象文書につき閲覧の申し出があったときは、学校法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると理事長が判断した場合を除き開示するものとする。

(開示情報の使用)

第 5 条 閲覧の申出者は、閲覧により得られた本学校法人の情報を申出者の個人的範囲において適正に使用しなければならない。

(開示の申出)

第 6 条 閲覧の申出者は別紙の申出書を学校法人に提出しなければならない。

2 学校法人は申出者に対し閲覧の申出の日から 15 日以内に開示、非開示の決定を行い決定通知書を送付する。

3 学校法人は、開示の決定をしたときは、期日を指定し開示を実施する。
なお、開示の実施は閲覧（又は写しの交付）により行う。

(費用の負担)

第 7 条 開示に要する費用は、別途理事会が定める。

(規定の変更)

第 8 条 この情報開示規程の変更は、理事会が定める。

(※新規規程作成の場合、以下改正の都度、附則に施行年月日等を記載する。)

附 則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

(※現行規程の改定時、改定内容及び施行年月日を記載する。)

附 則 1 「学校法人新栄学園財務情報開示規程」から「学校法人新栄学園情報開示規程」にこの規程の名称を変更（改称）する。

2 規程第 1 条の目的を学校法人の運営状況の情報開示とし、第 2 条第 2 項に列挙する開示対象文書とする。

3 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

4 規程の一部改正「財産目録、事業報告書及び監事監査報告書」の開示。平成 17 年 4 月 1 日施行する。

5 幼保連携型認定こども園への移行に伴い、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

学校法人の情報開示申出書

学校法人
理事長

様

郵便番号

住所

氏名

印

電話番号 ()

私は、貴学校法人の情報開示規程に従い、下記の書類の開示を申請します。

閲覧を申し出 者の区分	<input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 (クラス名 () 学生生徒 (園児) 名 ()) <input type="checkbox"/> 同窓会 (() 年度卒 () 卒業生 (卒園生) 名 ()) <input type="checkbox"/> その他学園関係者 (())	
閲覧の 理由		
閲覧の申し出 に係る書類	1 寄附行為 2 役員会等の運営状況 3 平成 () 年度決算に 係る計算書類 <input type="checkbox"/> 資金収支計算書 <input type="checkbox"/> 消費収支計算書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表	4 平成 () 年度予算に係る 収支予算書 <input type="checkbox"/> 資金収支予算書 <input type="checkbox"/> 消費収支予算書
備考		

(注) 該当する□内に「レ」印を記入し、()内に必要な事項を記載してください。